

文教委員会資料

陳情の審査

陳情第126号 川崎市教育委員会の修学旅行事務の適正化を求める陳情

令和8年1月29日
教育委員会事務局



■ 学習指導要領上の位置付け

- 小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）において、「特別活動」は「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働きかせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通じて、資質・能力を育成することを目指すことが定められている。
- 修学旅行は、この特別活動の1つである「学校行事」において、「遠足・集団宿泊的行事」として、「自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようすること」と定められている。

■ 実施に当たっての留意点等

- 小学校学習指導要領解説特別活動編（平成29年7月文部科学省）において、遠足・集団宿泊的行事について、「あらかじめ、実地踏査を行い、現地の状況や安全の確認、地理的環境や所要時間などを把握するとともに、それらに基づいて現地施設の従業員や協力者等との事前の打合せを十分に行う」、「事故防止のための万全な配慮をする」とされ、また、この実施に関しては「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について（昭和43年10月2日付け文初中第450号文部省初等中等教育局長通達）」や「修学旅行における安全確保の徹底について（昭和63年3月31日付け文初高第139号文部事務次官通達）」などを参照するとされている。
- これらを踏まえ、川崎市立学校社会見学実施要領においては、「実施前には、旅行経路、交通機関及び現地の状況について必ず実地調査を行い、それに基づいて綿密な計画をたてる」「宿泊の場合は、宿泊施設の消火器等器具の整備状況や非常口、避難経路、危険箇所等を確認し、また、警察署・消防署・病院等の現地関係機関の体制を確認しておくこと」などを定めている。



修学旅行の実施主体

- 学習指導要領等で「特別活動」に位置付けられる修学旅行については、教育委員会において定めている川崎市立社会見学実施要領の実施基準等を踏まえながら、教育課程の編成を担う校長の権限と責任のもと、各学校が主体的に計画・実施している。また、私費である修学旅行代金について、小学校では学校徴収金として学校が保護者から徴収した上で、旅行業者への支払いを行っている。
- 一方、小学校における修学旅行については、各学校の計画・行程がおおむね共通であること、実施に当たってはJR等の交通機関、旅行業者、現地の関係者や自治体との調整を一括して行うことが効率的であることなどから、小学校長会が、各学校の計画や課題を取りまとめ、実地踏査、旅行業者の選定、関係機関との協議・調整等の役割を担っている。
- 近隣自治体の状況

	横浜市	相模原市	千葉市	神奈川県	東京都	川崎市
旅行業者の選定	学校	学校	小：校長会 中：学校	学校	学校	小：校長会 中：学校

修学旅行の梯団、専用列車

- 神奈川県の多くの公立小学校では、6年生の春から初夏及び秋に集中して栃木県の日光方面へ修学旅行を実施しており、同一時期・同一方面へ同一発着エリア（川崎・横浜・湘南など）から多数の学校が動くため、学校単位では調整が困難な状況が生じることから、複数校をまとめた梯団編成、JR東日本が設定する修学旅行専用列車（計画輸送）が長年にわたって利用されている。
- 神奈川県においては、「神奈川県修学旅行特別委員会」が設置され、児童生徒の安全確保と円滑な実施を最優先に、各学校が個別に団体列車を確保するのではなく、県単位・地区単位で学校数と人数を取りまとめ、JR東日本と事前にダイヤ・編成を調整している。



修学旅行実施までの流れ

時期	内容
前年度	校長会から各学校へ連合行事（市内の小学校が共同して行う行事）への参加意向の確認
	各学校から校長会へ修学旅行実施調査の提出（人数、クラス数、出発駅、バス利用の有無等）
	校長会から修学旅行参加校数、人数、専用列車利用の有無等を神奈川県修学旅行特別委員会へ連絡
	校長会から旅行業者へ修学旅行実施調査の提出
	9月 神奈川県修学旅行特別委員会から校長会へ日程等の一覧を提示
	校長会から旅行業者へ川崎市の日程等を連絡
	10月 旅行業者から学校別の日程の提示（参加地区ごとに人数の平準化を考慮した日程）
	2月 前年度に実施した修学旅行の、反省、報告、次年度に向けた要望等の現地会議
	実施年度 4月 校長会による実施踏査（1泊2日）（宿泊旅館、見学場所等の確認）
	「修学旅行計画」冊子（交通費、見学場所等ごとの金額入り）を学校へ配布
～11月	学校ごとに見学場所を選択し、旅行業者へ計画書の提出（金額の確定）
	学校ごとに実施時期前に保護者へ修学旅行説明会を実施（旅程、金額等の提示）
	修学旅行の実施
2月	当該年度に実施した修学旅行の、反省、報告、次年度に向けた要望等の現地会議



■ 旅行業者の選定

- 小学校長会において旅行業者を選定するに当たって、平成21・22年度実施分から、小学校長会、本市PTA連絡協議会の役員等を構成員とする業者選定委員会を設置し、プロポーザル方式により決定している。

年度	H21・22	H23・24	H25・26	H27・28	H29・30	R元・2	R3～5	R6～8
旅行業者	JTB	日本旅行	日本旅行	日本旅行	日本旅行	JTB	JTB	JTB

※平成21年度から2年単位、令和3年度から3年単位で複数年で選定

■ 現地関係機関との現地会議の実施や実地踏査

- 修学旅行の実施に当たり、安全確保の徹底をはじめ綿密な計画を立てるため、現地関係機関との会議や実地踏査を行っている。なお、例年2月に実施する会議については、会議時間の設定や現地での状況確認の内容等の精査を行い、令和6年度（令和7年2月実施分）から日帰りで実施している。

- 直近の実施状況

日程	内容等
R7.2.21 (校長会3名)	令和6年度実施分に係る課題等についての伝達・協議 協議の相手方 旅行業者、バス会社、旅館、休憩所運営業者等
R7.4.18～19 (校長会3名)	令和7年度実施に向け、宿泊施設、休憩所、行程、前年度課題への対応策の確認 協議の相手方 旅行業者、バス会社、旅館、休憩所運営業者等



陳情に対する本市の考え方

【陳情の趣旨】

市教育委員会が行う修学旅行事務において、業者選定・契約・校長会への委託・出張処理等に重大な不適正が認められます。議会として実態調査を行い、教育行政の信頼回復に向けた対応を求めます。

【陳情の理由】

- 1 修学旅行業者選定におけるプロポーザルの資料が市教育委員会に保存がない。
- 2 約60年間にわたり JTBとの随意契約をしていた。
- 3 修学旅行の実施主体が任意団体の校長会となっており、教育委員会が関与していない。
- 4 校長会による年2回の日光出張に関して、復命書・会議録・現地記録等が存在せず、宿泊の合理性も認められない。
- 5 教育委員会は是正・処分を行わず、自浄能力を欠いている。

本市の考え方

● 陳情の理由1及び3について

小学校における修学旅行は、教育委員会において定めている川崎市立学校社会見学実施要領の実施基準等を踏まえながら、教育課程の編成を担う校長の権限と責任のもと各学校が計画・実施しています。一方、各学校の計画・行程がおおむね共通であること、実施に当たってはJR等の交通機関、旅行業者、現地の関係者や自治体との調整を一括して行うことが効率的であることなどから、小学校長会が、各学校の計画や課題の取りまとめ、実地踏査、旅行業者の選定、関係機関との協議・調整等の役割を担っています。これらに関連する資料は学校及び小学校長会において保存しています。

● 陳情の理由2について

小学校長会が旅行業者を選定するに当たっては、平成21年度実施分以降は、業者選定委員会を設置し、複数業者を対象としたプロポーザル方式を採用しており、最も優良な提案をした事業者を選定しています。

● 陳情の理由4について

実地踏査等については、旅行経路、交通機関及び現地・施設の状況を確認するとともに、現地関係機関との協議を行い、これに基づいて綿密な計画を立てるために実施しており、市の関係規程にのっとり出張命令書及び復命書により手続を行っています。また、会議録等については小学校長会において保存しています。

● 以上のとおり、市立小学校における修学旅行に関する事務は適正に行われており、陳情の理由5の指摘も当たらないものと考えております。